

株 主 各 位

平成22年 6 月 4 日
証券コード 2607
大阪市中央区西心斎橋二丁目 1 番 5 号
(本社事務所 大阪府泉佐野市住吉町 1 番地)

不二製油株式会社

取締役社長 海老原 善隆

第82回定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆様には平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第82回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成22年 6 月 21 日（月曜日）午後 5 時 30 分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成22年 6 月 22 日（火曜日）午前 10 時
2. 場 所 大阪府泉佐野市りんくう往来北 1 番地
全日空ゲートタワーホテル大阪 6 階 RICCホール
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第82期（平成21年 4 月 1 日から平成22年 3 月 31 日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第82期（平成21年 4 月 1 日から平成22年 3 月 31 日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第 1 号議案 剰余金処分の件
 - 第 2 号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新の件
 - 第 3 号議案 取締役 16 名選任の件
 - 第 4 号議案 監査役 2 名選任の件
 - 第 5 号議案 補欠監査役 1 名選任の件
 - 第 6 号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.fujioil.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、内外の経済刺激策や中国・東南アジア諸国の経済堅調等の効果もあり、輸出等については 事業年度を通じて緩やかな回復感が見られたものの、国内経済は低迷する設備投資・デフレの長期化・雇用の不安定等の影響を受け厳しい状況が続きました。

当社グループを取り巻く食品業界でも前述の経済環境を受けて、消費者の節約志向がますます強まり、低価格化の動きが広がる一方で消費は低迷する状況が続きました。

このような状況下、当社グループは、中期計画「革進・実行 2010」の方針のもとに、「技術経営」の推進、顧客ニーズに即した製品開発、独自性のある高機能素材の提供、生産コストの削減に取り組むとともに、「海外事業の拡大」、「大豆たん白事業の再生」に関して着実な成果を上げてまいりました。

これらの結果、当連結会計年度における業績は、売上高は2,132億29百万円（前期比10.9%減）、営業利益は179億60百万円（前期比55.8%増）、経常利益は173億63百万円（前期比68.5%増）、当期純利益は107億26百万円（前期比43.3%増）となりました。

企業集団の事業区分別売上状況は次のとおりであります。

事業区分	第 81 期 (平成21年3月期)		第 82 期 (当連結会計年度) (平成22年3月期)		対 前 期 比	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	金 額	増 減 率
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
油 脂	106,428	44.5	83,147	39.0	△23,281	△21.9
製菓・製パン素材	94,581	39.5	92,073	43.2	△2,508	△2.7
大豆たん白	38,358	16.0	38,009	17.8	△349	△0.9
合 計	239,369	100.0	213,229	100.0	△26,140	△10.9

(油脂事業)

国内では、一般加工油脂およびチョコレート用油脂などのスペシャリティ製品は引き続き堅調に推移しましたが、業務用斗缶製品の市況悪化や原料相場の影響を受け減収、減益となりました。

海外では、同部門の子会社は、東欧・ロシア向けの販売は景気低迷の影響を受けましたが、東南アジア・北米での販売は堅調に推移しました。原料相場の影響で売上高は減少しましたが、精製部門の採算改善やスペシャリティ製品の拡販が寄与し、増益を確保しました。

以上の結果、当事業の売上高は831億47百万円（前期比21.9%減）、営業利益は78億20百万円（前期比6.5%増）となりました。

(製菓・製パン素材事業)

国内では、冷菓用・製菓用等の業務用チョコレートが堅調に推移しました。クリーム・マーガリン・フィリング等については、価格優位性や機能性を追求した製品の拡販などにより堅調に推移しました。製菓・製パン素材輸入販売は、粉乳調製品の販売が拡大しましたが、原料相場の影響で減収となりました。

海外では、同部門の子会社は、東南アジア向けのクリーム・マーガリンの販売拡大により販売数量は増加しましたが、原料相場の影響で減収となりました。

以上の結果、当事業の売上高は920億73百万円（前期比2.7%減）、営業利益は87億74百万円（前期比84.5%増）となりました。

(大豆たん白事業)

国内の大豆たん白素材は、食肉・水産・惣菜・健康食品等の販売が堅調に推移し、増収・増益となりました。中国における同部門の子会社は、収益改善に取り組み、黒字を確保しました。

大豆たん白食品は、製品の絞込みにより減収となりましたが、利益面では増益となりました。

大豆たん白機能剤は、用途拡大に取り組み、飲料用途・発酵用素材が堅調に推移し、増収・増益となりました。

豆乳・通販は、販売面では引き続き厳しい状況が続きましたが、コスト削減を行い利益面では改善しました。

以上の結果、当事業の売上高は380億9百万円（前期比0.9%減）、営業利益は13億65百万円（前期は営業損失5億69百万円）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は77億円であり、その主な内容はFUJI OIL (SINGAPORE) PTE. LTD. のチョコレート用油脂生産設備および当社のマーガリン生産設備の投資などでありま
す。

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第 79 期 (平成19年3月期)	第 80 期 (平成20年3月期)	第 81 期 (平成21年3月期)	第 82 期 (当連結会計年度) (平成22年3月期)
売 上 高 (百万円)	184,910	214,079	239,369	213,229
経 常 利 益 (百万円)	6,498	6,931	10,306	17,363
当期純利益(△純損失) (百万円)	3,259	△841	7,485	10,726
1株当たり当期純利益(△純損失) (円)	37.57	△9.79	87.07	124.78
総 資 産 (百万円)	181,587	183,388	172,087	174,275
純 資 産 (百万円)	92,682	88,359	87,801	98,668
1株当たり純資産額 (円)	1,030.24	975.66	978.67	1,095.58

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
ト ー ラ ク 株 式 会 社	500 百万円	100.0 %	乳加工食品・豆乳製品の製造・販売
フジフレッシュフーズ株式会社	100	100.0	大豆たん白食品の製造・販売
フジプロテインテクノロジー株式会社	300	75.0	大豆たん白製品の卸売
ケイ・ピー食品株式会社	90	100.0	製菓・製パン原材料の卸売
ワルツファンシー株式会社	30	90.0	製菓・製パン原材料の卸売
不 二 バ タ ー 株 式 会 社	99	100.0	製菓・製パン原材料の卸売
株 式 会 社 フ ク シ ョ ク	30	100.0	製菓・製パン原材料の卸売
今 川 株 式 会 社	10	100.0	製菓・製パン原材料の卸売
不二つくばフーズ株式会社	99	100.0	大豆たん白食品の製造
不二神戸フーズ株式会社	10	100.0	大豆たん白食品の製造
ソヤファーム株式会社	99	100.0	豆乳・大豆関連製品の販売
株式会社エフアンドエフ	20	60.0	チョコレート製品の製造・販売
株式会社阪南タンクターミナル	50	65.0	倉庫業
千葉ベグオイルタンクターミナル株式会社	250	52.0	倉庫業
FUJI OIL(SINGAPORE)PTE.LTD.	S\$18,000千	90.0	食用油脂の製造・販売
WOODLANDS SUNNY FOODS PTE.LTD.	S\$15,600千	100.0	調製品等の製造・販売
PALMAJU EDIBLE OIL SDN.BHD.	RM54,000千	70.0	食用油脂の製造・販売
FUJI SPECIALTIES, INC.	US\$100,000千	100.0	持株会社
FUJI VEGETABLE OIL,INC.	US\$101,500千	—	食用油脂の製造・販売
F U J I O I L E U R O P E	EUR17,900千	99.3 (100.0)	食用油脂の製造・販売
NEW LEYTE EDIBLE OIL MANUFACTURING CORP.	PP507,000千	86.7	食用油脂の製造・販売
P.T.FREYABADI INDOTAMA	Rph49,039,658千	31.0 (51.0)	チョコレート製品の製造・販売
不二製油(張家港)有限公司	RMB¥273,480千	66.7 (74.4)	食用油脂の製造・販売
不二製油(張家港保税区)有限公司	RMB¥12,420千	92.0	倉庫業
山東龍藤不二食品有限公司	RMB¥74,640千	52.0	大豆たん白食品の製造・販売
吉林不二蛋白有限公司	RMB¥172,000千	70.0	大豆たん白製品の製造・販売
天津不二蛋白有限公司	RMB¥167,668千	97.3	大豆たん白製品の製造・販売
上海旭洋綠色食品有限公司	RMB¥33,427千	95.0	豆腐・大豆関連製品の製造・販売
深圳旭洋綠色食品有限公司	RMB¥17,492千	30.0 (100.0)	豆腐・大豆関連製品の製造・販売

(注) () 書きについては、間接所有も含めた議決権比率であります。

(4) 対処すべき課題

食品業界を取り巻く環境は、長期化するデフレや厳しい雇用環境により、消費者の節約志向はますます強まり、低価格化への動きがより一層顕著になるなど、引き続き厳しい経営環境になると予想されます。

このような状況下、当社グループは、中期経営計画「革進・実行 2010」の最終年度を迎え、「経営構造改革の集大成の年」、「新たなビジネスモデルへの挑戦の年」、「将来あるべき姿（グループビジョン）を描く年」と位置付け、技術経営の推進と以下の施策を実施し、次期中期経営計画に向けた新たな成長戦略を描けるビジネスモデルの構築に取り組んでまいります。

- ・「質の国内、量の海外」の追求
- ・コア事業の継続強化
- ・海外事業展開の加速
- ・環境負荷低減に貢献する生産プロセスの構築
- ・M&A、アライアンスの推進
- ・財務体制の質的強化

また、安全・品質・環境を最優先することを経営の前提として、コンプライアンスの徹底、内部統制システム、リスク管理体制の充実を図るとともにCSR経営を更に推進し、食品メーカーとして全てのステークホルダーの皆様からより信頼される企業を目指し、企業価値の一層の向上に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成22年3月31日現在）

当社グループは油脂（食品加工油脂、チョコレート用油脂、食用油、ヤシ油等）、製菓・製パン素材（チョコレート、クリーム、マーガリン、ショートニング、チーズ素材等）、大豆たん白（粉末状大豆たん白、粒状大豆たん白、繊維状大豆たん白、大豆たん白食品、水溶性大豆多糖類、豆乳、大豆ペプチド等）の製造販売を行っております。

(6) 主要な営業所および工場（平成22年3月31日現在）

①当社の主要な事業所

本 店：大阪市中央区西心斎橋二丁目1番5号

本 社 事 務 所：大阪府泉佐野市住吉町1番地

支 社：東京都港区三田三丁目5番27号

支店・営業所：札幌・名古屋・大阪・福岡

事業所・工場：阪南（大阪府）・りんくう（大阪府）・堺・神戸・千葉・関東（茨城県）・
たん白食品つくば（茨城県）・石川

研 究 所：つくば（茨城県）・阪南（大阪府）

②子会社の主要な事業所（国内）

油 脂：株式会社阪南タンクターミナル（大阪府）・千葉ベグオイルタンクターミナル株式会社（千葉県）

製菓・製パン素材：トーラク株式会社（兵庫県）・ケイ・ピー食品株式会社（東京都）・ワルツファンシー株式会社（愛知県）・不二バター株式会社（大阪府）・株式会社フクシヨク（福岡県）・今川株式会社（大分県）・株式会社エフアンドエフ（大阪府）

大 豆 た ん 白：トーラク株式会社（兵庫県）・フジフレッシュフーズ株式会社（兵庫県）・フジプロテインテクノロジー株式会社（東京都）・不二つくばフーズ株式会社（茨城県）・不二神戸フーズ株式会社（兵庫県）・ソヤファーム株式会社（東京都）

③子会社の主要な事業所（海外）

油 脂：FUJI OIL (SINGAPORE) PTE. LTD.（シンガポール）・PALMAJU EDIBLE OIL SDN. BHD.（マレーシア）・FUJI SPECIALTIES, INC.（アメリカ）・FUJI VEGETABLE OIL, INC.（アメリカ）・FUJI OIL EUROPE（ベルギー）・NEW LEYTE EDIBLE OIL MANUFACTURING CORP.（フィリピン）・不二製油（張家港）有限公司（中国）・不二製油（張家港保税区）有限公司（中国）

製菓・製パン素材：WOODLANDS SUNNY FOODS PTE. LTD.（シンガポール）・PT. FREYABADI INDOTAMA（インドネシア）

大 豆 た ん 白：山東龍藤不二食品有限公司（中国）・吉林不二蛋白有限公司（中国）・天津不二蛋白有限公司（中国）・上海旭洋綠色食品有限公司（中国）・深圳旭洋綠色食品有限公司（中国）

(7) 使用人の状況（平成22年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
3,524名(1,191名)	74名減(42名減)

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
1,069名(200名)	106名減(112名増)	41.3歳	18.1年

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成22年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	3,670 百万円
農 林 中 央 金 庫	3,630
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	2,500

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成22年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 357,324,000株
- ② 発行済株式の総数 87,569,383株
- ③ 株主数 16,762名
- ④ 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
伊 藤 忠 商 事 株 式 会 社	17,609 千株	20.48 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	5,792	6.74
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,145	4.82
野 村 信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 信 託 口 ）	3,127	3.64
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	2,845	3.31
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	2,828	3.29
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	2,300	2.68
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,875	2.18
農 林 中 央 金 庫	1,825	2.12
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社・住友信託退給口	1,739	2.02

（注）持株比率は自己株式（1,607千株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役および監査役の状況（平成22年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	海老原 善 隆	
代表取締役副社長	河 部 博 国	社長補佐、生産担当兼海外事業本部長兼購買本部長
専 務 取 締 役	森 弘 之	社長補佐
専 務 取 締 役	片 山 務	蛋白加工食品カンパニー長兼東京支社長兼フジプロテインテクノロジー株式会社代表取締役社長
専 務 取 締 役	寺 嶋 正 彦	人事総務本部分掌兼熊取研修所長兼コンプライアンス担当
常 務 取 締 役	岡 本 和 三	小売商品カンパニー長
常 務 取 締 役	山 中 敏 正	管理本部長兼リスク管理担当兼情報開示担当
常 務 取 締 役	岩 朝 央	海外事業本部中国総代表兼天津不二蛋白有限公司董事長/総経理
常 務 取 締 役	高 木 茂	安全環境本部長兼安全・品質・環境担当兼品質保証部分掌兼阪南事業所長
常 務 取 締 役	寺 西 進	技術開発部、工務部分掌
常 務 取 締 役	清 水 洋 史	経営企画部長
常 務 取 締 役	中 村 修	油脂加工食品カンパニー長
取 締 役	小 林 誠	研究本部長兼研究本部基盤技術研究所長兼つくば研究開発センター長
取 締 役	前 田 裕 一	蛋白加工食品カンパニー蛋白素材部門長
取 締 役	内 山 哲 也	FUJI VEGETABLE OIL, INC. 社長
取 締 役	佐 藤 浩 雄	伊藤忠商事株式会社執行役員食料カンパニー食糧部門長、伊藤忠製糖株式会社社外取締役、伊藤忠飼料株式会社社外取締役、伊藤忠食糧販売株式会社社外取締役、ジャパンプーズ株式会社社外取締役、ソイ・フード・ジャパン株式会社社外取締役、株式会社PIH社外取締役、株式会社東京穀物商品取引所社外取締役
常 勤 監 査 役	南 廣 次	
常 勤 監 査 役	枘 井 俊 一	
監 査 役	松 本 耕 一	伊藤忠商事株式会社食料カンパニーチーフフィナンシャルオフィサー、株式会社吉野家ホールディングス社外監査役、プリマハム株式会社社外監査役、伊藤忠食品株式会社社外取締役
監 査 役	竹 内 壽 一	伊藤忠商事株式会社食料カンパニー食料事業統括部長、ジャパンプーズ株式会社社外監査役、伊藤忠製糖株式会社社外監査役、伊藤忠飼料株式会社社外監査役、株式会社PIH社外監査役、株式会社日本アクセス社外監査役

- (注) 1. 取締役 佐藤浩雄氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役 松本耕一および監査役 竹内壽一の両氏は、社外監査役であります。
 3. 常勤監査役 南 廣次氏は、過去当社の経理部長、経営管理部長の職務に就いており決算手続き、財務諸表等の作成に従事した経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 当該事業年度中の取締役の担当および重要な兼職の状況の異動は、次のとおりであります。

平成21年6月23日付

変更前の担当および重要な兼職の状況	氏 名	変更後の担当および重要な兼職の状況
安全・品質・環境担当兼安全環境本部・品質保証部・技術開発部・工務部分掌	森 弘 之	社長補佐
安全環境本部長兼安全環境本部原動部長兼阪南事業所長	高 木 茂	安全環境本部長兼安全・品質・環境担当兼品質保証部分掌兼阪南事業所長
技術開発部長	寺 西 進	技術開発部、工務部分掌

平成21年12月18日付

変更前の担当および重要な兼職の状況	氏 名	変更後の担当および重要な兼職の状況
油脂加工食品カンパニーチョコレート部門長	内 山 哲 也	FUJI VEGETABLE OIL, INC. 社長

5. 事業年度末日後の取締役の担当および重要な兼職の状況の異動は、次のとおりであります。

平成22年4月1日付

変更前の担当および重要な兼職の状況	氏 名	変更後の担当および重要な兼職の状況
社長補佐、生産担当兼海外事業本部長兼購買本部長	河 部 博 国	社長補佐兼海外事業本部長兼生産担当
蛋白加工食品カンパニー長兼東京支社長兼フジプロテインテクノロジー株式会社代表取締役社長	片 山 務	フジプロテインテクノロジー株式会社代表取締役社長兼東京支社長兼海外蛋白事業構造改革担当
人事総務本部分掌兼熊取研修所長兼コンプライアンス担当	寺 嶋 正 彦	社長補佐
小売商品カンパニー長	岡 本 和 三	人事総務本部・ロジスティクス部分掌兼熊取研修所長兼コンプライアンス担当
海外事業本部中国総代表兼天津不二蛋白有限公司董事長/総経理	岩 朝 央	技術開発部、工務部分掌
安全環境本部長兼安全・品質・環境担当兼品質保証部分掌兼阪南事業所長	高 木 茂	安全環境本部長兼安全・品質・環境担当兼品質保証部・生産性推進室分掌兼阪南事業所長

変更前の担当および重要な兼職の状況	氏 名	変更後の担当および重要な兼職の状況
技術開発部、工務部分掌	寺 西 進	経営企画部長
経営企画部長	清 水 洋 史	蛋白加工食品カンパニー長兼大阪支店長

② 事業年度中に退任した取締役および監査役

青木芳久氏は、平成21年6月23日開催の第81回定時株主総会終結の時をもって取締役を任期満了により退任し、岩崎励自および佐藤浩雄の両氏は、平成21年6月23日開催の第81回定時株主総会終結の時をもって監査役を辞任いたしました。前記以外、当該事業年度中に退任した者はありません。

③ 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 総 額
取 締 役 (うち社外取締役)	17名 (2名)	457百万円 (3百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	6名 (3名)	41百万円 (6百万円)
合 計 (うち社外役員合計)	23名 (5名)	499百万円 (9百万円)

- (注) 1. 上記取締役および監査役の員数には、平成21年6月23日開催の第81回定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名、監査役2名(うち社外監査役1名)を含んでおります。なお、佐藤浩雄氏は平成21年6月23日開催の第81回定時株主総会において社外監査役を退任した後、社外取締役に就任したため、取締役および監査役それぞれの員数に含めるとともに、監査役在任中の報酬等は監査役の報酬等の総額に、取締役在任中の報酬等は取締役の報酬等の総額に含めて記載しております。
2. 上記取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 上記報酬等の総額には以下のものが含まれております。
- ① 当事業年度における取締役賞与の支給予定額150百万円(ただし、取締役15名とし、社外取締役1名および監査役4名を除く。)
- ② 当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額70百万円(ただし、社外役員3名を除く。)
4. 平成21年6月23日開催の第81回定時株主総会の決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した監査役1名に対し5百万円の役員退職慰労金を支払っております。
なお、当該役員退職慰労金の金額には当事業年度および前事業年度に係る事業報告において役員報酬等の総額に含めて開示した役員退職慰労引当金の繰入額が含まれております。
5. 取締役の報酬限度額は、平成19年6月22日開催の第79回定時株主総会において年額5億円以内(うち社外取締役は年額1,200万円以内)と決議いただいております。なお、取締役の報酬限度額には、取締役賞与を含むものとし、使用人分給与は含まないものとします。

6. 監査役の報酬限度額は、平成19年6月22日開催の第79回定時株主総会において年額6,000万円以内（うち社外監査役は年額1,500万円以内）と決議いただいております。

④ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役 佐藤浩雄氏は、伊藤忠商事株式会社の執行役員食料カンパニー食糧部門長を兼務しております。なお、当社は伊藤忠商事株式会社との間に主要な製品販売等の取引関係があります。
 - ・監査役 松本耕一氏は、伊藤忠商事株式会社の食料カンパニーチーフフィナンシャルオフィサー（なお、平成22年4月1日付にて同社食料カンパニーチーフフィナンシャルオフィサー審議役）を兼務しております。なお、当社は伊藤忠商事株式会社との間に主要な製品販売等の取引関係があります。
 - ・監査役 竹内壽一氏は、伊藤忠商事株式会社の食料カンパニー食料事業統括部長を兼務しております。なお、当社は伊藤忠商事株式会社との間に主要な製品販売等の取引関係があります。
- ロ. 他の法人等の社外役員としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役 佐藤浩雄氏は、伊藤忠製糖株式会社、伊藤忠飼料株式会社、伊藤忠食糧販売株式会社、ジャパンフーズ株式会社、ソイ・フード・ジャパン株式会社、株式会社PIH、株式会社東京穀物商品取引所の社外取締役を兼務しております。なお、当社は伊藤忠飼料株式会社、伊藤忠食糧販売株式会社との間に主要な製品販売等の取引関係があります。その他の法人等と当社との間に記載すべき関係はありません。
 - ・監査役 松本耕一氏は、株式会社吉野家ホールディングス、プリマハム株式会社の社外監査役、伊藤忠食品株式会社の社外取締役を兼務しております。なお、当社はプリマハム株式会社、伊藤忠食品株式会社との間に主要な製品販売等の取引関係があります。その他の法人等と当社との間に記載すべき関係はありません。
 - ・監査役 竹内壽一氏は、ジャパンフーズ株式会社、伊藤忠製糖株式会社、伊藤忠飼料株式会社、株式会社PIH、株式会社日本アクセスの社外監査役を兼務しております。なお、当社は伊藤忠飼料株式会社、株式会社日本アクセスとの間に主要な製品販売等の取引関係があります。その他の法人等と当社との間に記載すべき関係はありません。
- ハ. 当事業年度における主な活動状況
- ・取締役会および監査役会への出席状況

	取締役会（15回開催）		監査役会（12回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 佐藤 浩 雄	8回	61%	—	—

	取締役会（15回開催）		監査役会（12回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
監査役 松本 耕一	9回	60%	9回	75%
監査役 竹内 壽一	10回	76%	9回	90%

・取締役会における発言状況

当事業年度中、取締役会は合計15回開催いたしました。そのうち、取締役 佐藤浩雄氏は、就任後開催された13回の実務取締役会のうち、8回出席し、経営全般の視点から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、経営監視機能を十分に発揮いたしました。

監査役 松本耕一氏は、15回の実務取締役会のうち、9回出席し、主に財務・会計の見地から適宜意見を表明するなど監査機能を十分に発揮いたしました。

監査役 竹内壽一氏は、就任後開催された13回の実務取締役会のうち、10回出席し、主に食料事業の見地から適宜質問を行い、また意見を表明するなど監査機能を十分に発揮いたしました。

・監査役会における発言状況

当事業年度中、監査役会は合計12回開催いたしました。監査役 松本耕一氏は、12回の監査役会のうち、9回出席し、監査役 竹内壽一氏は、就任後開催された10回の監査役会のうち、9回出席いたしました。なお、監査役 松本耕一氏は、主に財務・会計の見地から、また、監査役 竹内壽一氏は主に食料事業の見地からそれぞれ発言を行いました。各社外監査役は、監査役会で定めた方針に従い、取締役会等の重要な会議への出席および重要書類の閲覧を行うとともに常勤監査役より主要各部門や事業所および子会社等の調査報告を受けております。

二. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役ならびに各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役 佐藤浩雄氏、監査役 松本耕一氏、監査役 竹内壽一氏のいずれも会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	59 百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	65 百万円

- (注) 1. 当社の重要な子会社のうち在外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づく、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結いたしておりません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）について、その内容の概要は以下のとおりであります。

- 1 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 取締役および使用人は「安全・品質・環境」を最優先することを経営の前提に「経営基本方針」「不二製油グループ行動規範」に則り行動するものとする。
 - 2) 当社は、コンプライアンスを総括する「コンプライアンス担当役員」を置き、当該役員は「行動規範委員会」の委員長として行動規範に反する事態に備えるとともに、行動規範が企業の風土として定着するようコンプライアンス教育、研修を通じて周知徹底を図る。「コンプライアンス担当役員」は、定期的にレビューを行い、結果を取締役に報告する。
 - 3) 当社においてコンプライアンスに反する行為があり、職制を通じての是正が機能しない場合は、使用人は「社内通報制度」により通報するものとする。この場合、通報することにより不利益がないことを確保する。また、「内部通報規程」を定め、外部の弁護士事務所にも「通報窓口」を設置することにより、運用面での実効性を図る。
 - 4) 当社は、違法な勢力とは接触を持たず、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には、毅然とした態度を貫くことを基本とする。
 - 5) 当社は、社長直轄の内部監査室を設置する。内部監査室は、法令、定款、社内諸規程の遵守状況につき、内部監査を実施し社長に結果を報告する。
- 2 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、法令で定める法定文書の他、職務執行に係る重要な情報が記載された文書（電磁的記録を含む）を、「文書管理規程」「情報管理基本規程」その他社内規程の定めるところにより、適切に保存および管理する。
- 3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 1) 当社は、リスク管理を統括する「リスク管理担当役員」をおき、「不二グループリスククライシス管理規程」を定め、職務分掌規程に基づいた職制上のリスク管理に加え、組織を横断する重要なリスク区分毎に、管理責任者を決めてリスク管理体制の構築および運用を行う。各リスクの責任者は、不二グループ全体のリスククライシスへの備えと継続的改善を行う。「リスク管理担当役員」は、定期的にレビューを行い、結果を取締役に報告する。

- 2) 当社は、「安全・品質・環境」を統括する「安全・品質・環境担当役員」をおき、「安全衛生管理規程」を定め、ISO9001、ISO14001の実践的活用により、リスク管理体制の構築および運用を行う。「安全・品質・環境担当役員」は、定期的にレビューを行い、結果を取締役に報告する。
- 4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1) 当社は、意思決定の迅速化のため「職務分掌規程」「職務権限規程」等社内規程を整備し、権限・責任を明確にするとともに、重要事項については、毎月2回開催される社長以下役員取締役をメンバーとする経営会議での審議を踏まえて社長および取締役会の意思決定に資するものとする。
 - 2) 当社は、中期経営計画を定め、会社として達成すべき目標を明確化するとともに、取締役ごとに業績目標を明確にする。
 - 3) 当社は、営業成績の進捗状況を的確、タイムリーに把握するための管理会計システムを整備し、この実践的運用を通じ、変化に対しスピーディーに対処する体制を構築する。
 - 5 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 1) 当社は、「グループ会社管理規程」を定め、グループ会社の窓口部署と主管責任者を定める。グループ会社は、「グループ会社管理規程」に定める重要項目については当社の承認を得、報告を行う。
 - 2) 主管責任者は、グループ会社の経営に責任と権限を持ち、グループ会社に対し「不二グループ行動規範」「不二グループリスククライシス管理規程」が適切に実施されるよう助言指導し、業務の適正を確保するための体制を構築させる。
 - 3) 内部監査室および監査役は、連携してグループ会社の業務の適正を監査する。
 - 6 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役は、取締役と協議のうえ必要とする監査役を補助すべき使用人をおくことができる。この場合当該使用人は専任とし、人事考課は監査役が行い異動には監査役の同意を得るものとする。
 - 7 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
 - 1) 監査役は取締役会のほか、経営会議、その他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。

- 2) 取締役は、以下の事項につき速やかに監査役に報告する。
 - ① 会社の信用を大きく低下させた、またはさせる恐れのあるもの
 - ② 会社業績に大きく悪影響を与えた、または与える恐れのあるもの
 - ③ 行動規範に反し、その影響が重大なもの、またはその恐れがあるもの
 - ④ その他上記に準じる事項
 - 3) 取締役および使用人は、監査役が報告を求めた場合は、迅速かつ的確に対応する。
- 8 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 監査役は、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、また必要に応じて取締役、使用人にその説明を求めることができる。
 - 2) 監査役は、代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、また内部監査室、会計監査人との連携をはかり、適切な意思疎通および効果的な監査業務の遂行をはかる。
 - 3) 監査役会は、独自意見を形成するため必要あるときは、その判断で外部専門家を起用することができる。
- 9 財務報告の適正性を確保するための体制
- 財務報告の適正性の確保および金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出の目的のため、内部統制システムが適正に機能することを継続的に評価し、改善を図る。

(6) 会社の支配に関する基本方針

1. 基本方針の内容

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、外部者である買収者から買収の提案を受けた際に、当社株主の皆様が当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上で、当該買収が当社の企業価値および株主共同の利益に及ぼす影響を短時間のうちに適切に判断することは必ずしも容易ではないものと思われま。従いまして、買付提案が行われた場合に、当社株主の皆様の意思を適正に反映させるためには、まず、当社株主の皆様が適切に判断できる状況を確保する必要があり、そのためには、当社取締役会が必要かつ相当な検討期間内に当該買付提案について誠実かつ慎重な調査を行った上で、当社株主の皆様に対して必要かつ十分な判断材料（当社取締役会による代替案を出す場合もあります。）を

提供する必要があるものと考えております。

また、株式の大量取得行為の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量取得行為の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社を買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、“「食」の創造を通して、健康で豊かな生活に貢献します。”を企業理念に、独自の技術開発に挑戦し、安心安全で、様々な機能を持つ植物性油脂、製菓製パン素材、大豆たん白製品を国内・海外のお客様に広くお届けしています。同時に食品メーカーとして“安全・品質・環境を最優先する。”を経営の前提と位置づけ、安全な工場運営、厳格な品質管理、トレーサビリティシステムの拡充、環境保全への対応など積極的に取り組んでいます。

このような企業活動を推進する当社および当社グループ（以下「当社グループ」といいます。）にとり、企業価値の源泉である①独自の技術開発力、②食のソフト開発力による提案営業、③国内・海外のネットワーク、④食の安全を実現する体制および⑤企業の社会的責任を強化するとともに研究開発、生産および販売を支える従業員をはじめとする当社を取り巻く全てのステークホルダーとの間に築かれた長年に亘る信頼関係の維持が必要不可欠であり、これらが当社の株式の大量取得行為を行う者により中長期的に確保され、向上させられるものでなければ、当社グループの企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社は、当社株式に対する大量取得行為が行われた際に、当該大量取得行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために交渉を行ったりすること等を可能とする枠組みが必要不可欠であり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大量取得行為に対しては、会社法上の株主総会における株主の皆様のご意思等に基づき、当社は必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

2. 基本方針実現のための取組み（概要）

(1) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループは、平成20年4月にスタートした中期経営計画「革進・実行 2010」（平成20年4月～平成23年3月）の最終年度を迎え、経営構造改革の総仕上げの年と位置付け、強固な事業基盤の確立および「ニッチ、スペシャル、グローバルに、健康と美味しさを提供し、世界のお客様に認めていただく食の素材メーカー」を実現するため、更なる成長戦略に取り組んでまいります。

食品業界を取り巻く環境は、世界的な経済環境の停滞、食の安心・安全コストの増大、少子高齢化による食品需要の停滞、企業間競争の激化など、厳しい経営環境が継続しておりますが、環境変化をチャンスと捉え、

- ・「技術経営の推進」技術を核とするイノベーションの実践。
- ・「質の国内、量の海外」日本市場において機能訴求製品等の高付加価値市場へのシフトと海外市場での日本で培った技術力を活かした高付加価値スペシャリティー製品の拡大。
- ・「海外の新拠点、アライアンスの推進」海外事業の拡大を加速し、世界規模でのサプライチェーンマネジメントの強化。

など、更なる成長に挑戦します。

中期経営計画の基本方針である「選択と集中で経営体質を変える」、「組織と運営の改革」、「財務体質の強化」を推進し、より一層の企業価値の向上、株主共同の利益の最大化に取り組んでまいります。

(2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

平成19年5月10日開催の当社取締役会において「当社株式の大量取得行為に関する対応策」（以下「本プラン」といいます。）の導入を決議し、第79回定時株主総会において株主の皆様のご承認を得ました。

本プランは、当社が発行者である株券等について、①保有者の株券等保有割合が20%以上となる大量取得行為、または②公開買付けに係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け③保有者が当社の他の株主との間で当該他の株主が共同保有者に該当することとなる行為を行うことにより、当該保有者の株券等保有割合が20%以上となるような行為（以下「大量取得行為」と総称します。）を対象といたします。これらの大量取得行為が行われた際、それに応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とするものであります。

当社の株券等について大量取得行為が行われる場合、当該大量取得行為に係る買付者等には、買付内容等の検討に必要な情報および本プランを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面の提出を求めます。その後、買付者等から提出された情報や当社取締役会からの意見や根拠資料、これに対する代替案（もしあれば）について、株主に対する情報開示等を行います。

(i) 大量取得行為を行おうとする者（以下「大量取得者」といいます。）が、本プランに定める手続を遵守しない場合、(ii) 大量取得行為が、上記基本方針に反し、本プランの定める当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう事項に該当する場合、(iii) 大量取得行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の最大化に資する場合のいずれかに該当すると当社取締役会が判断した場合を除き、対抗措置を発動するか否かについては、原則として会社法上の株主総会において株主の皆様へ判断していただきます。但し、前記(i)または(ii)に該当する場合には、取締役会の判断により対抗措置を発動する場合があります。対抗措置は、新株予約権の無償割当て等会社法その他の法令および当社の定款により認められる措置といたします。対抗措置として、新株予約権の無償割当てを行う場合には、その新株予約権には、買付者等による権利行使が認められないという行使条件、および当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されており、原則として、1円を払い込むことにより行使し、普通株式1株を取得することができます。

本プランの有効期間は、第79回定時株主総会終結の時から3年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。但し、有効期間の満了前であっても、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。

本プラン導入後であっても、対抗措置が発動されていない場合には、株主の皆様へ直接具体的な影響が生じることはありません。他方、対抗措置が発動され、仮に新株予約権の無償割当てが実施された場合には、株主の皆様が新株予約権行使の手続を行わないとその保有する株式が希釈化される場合があります。

なお、本プランの詳細については、当社のインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.fujioil.co.jp/>）に掲載しております平成19年5月10日付プレスリリースをご覧ください。

(3) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

当社の中期経営計画は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、また本プランは、前述の記載のとおり、その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされ、かつ、企業価値・株主共同の利益を確保、向上させる目的をもって導入されたものであり、いずれも当社の基本方針に沿うものであります。

なお、上記の取組みに替わるものとして、第82回定時株主総会において「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新の件」につき、議案を上程する予定であります。その詳細につきましては、本招集ご通知の株主総会参考書類をご参照ください。

連結貸借対照表

(単位：百万円)

資 産 の 部			負 債 の 部		
科 目	当連結会計年度 (平成22年3月31日)	(ご参考)	科 目	当連結会計年度 (平成22年3月31日)	(ご参考)
		前連結会計年度 (平成21年3月31日)			前連結会計年度 (平成21年3月31日)
流動資産	81,307	78,555	流動負債	55,261	52,093
現金及び預金	7,896	4,753	支払手形及び買掛金	16,541	15,866
受取手形及び売掛金	39,770	38,236	短期借入金	14,528	23,509
商品及び製品	16,788	17,626	コマーシャル・ペーパー	—	1,000
原材料及び貯蔵品	13,971	14,964	一年内償還予定社債	10,020	20
繰延税金資産	897	868	一年内返済予定長期借入金	2,591	1,324
その他	2,120	2,278	未払法人税等	3,287	2,829
貸倒引当金	△137	△172	賞与引当金	1,581	1,521
固定資産	92,956	93,512	役員賞与引当金	160	100
有形固定資産	80,196	82,805	その他	6,552	5,921
建物及び構築物	30,734	31,545	固定負債	20,345	32,193
機械装置及び運搬具	31,554	29,577	社債	80	10,100
土地	15,512	15,502	長期借入金	17,353	19,887
建設仮勘定	1,053	4,825	繰延税金負債	822	637
その他	1,341	1,355	退職給付引当金	1,499	1,073
無形固定資産	1,586	1,141	役員退職慰労引当金	416	370
投資その他の資産	11,172	9,564	その他	173	125
投資有価証券	8,758	7,118	負債合計	75,606	84,286
繰延税金資産	208	344	純 資 産 の 部		
その他	2,470	2,362	株主資本	98,726	89,547
貸倒引当金	△264	△260	資本金	13,208	13,208
繰延資産	11	19	資本剰余金	18,324	18,324
資産合計	174,275	172,087	利益剰余金	68,937	59,759
			自己株式	△1,744	△1,744
			評価・換算差額等	△4,548	△5,419
			その他有価証券評価差額金	1,196	708
			繰延ヘッジ損益	166	152
			為替換算調整勘定	△5,911	△6,279
			少数株主持分	4,491	3,672
			純資産合計	98,668	87,801
			負債純資産合計	174,275	172,087

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当連結会計年度 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)	(ご参考) 前連結会計年度 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)
	売上高	213,229
売上原価	166,656	198,364
売上総利益	46,572	41,004
販売費及び一般管理費	28,612	29,475
営業利益	17,960	11,528
営業外収益	524	606
受取利息及び配当金	163	188
その他	360	417
営業外費用	1,121	1,828
支払利息	906	1,460
その他	215	368
経常利益	17,363	10,306
特別利益	723	—
工場移転補償金	723	—
特別損失	1,579	590
固定資産処分損失	348	106
減損損失	993	219
リース解約損失	100	—
工場移転関連費用	73	121
その他	64	143
税金等調整前当期純利益	16,507	9,715
法人税、住民税及び事業税	5,111	3,791
法人税等調整額	△54	△1,659
少数株主利益	724	98
当期純利益	10,726	7,485

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成21年3月31日 残高	13,208	18,324	59,759	△1,744	89,547
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,547		△1,547
当期純利益			10,726		10,726
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	9,178	△0	9,178
平成22年3月31日 残高	13,208	18,324	68,937	△1,744	98,726

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				少 数 株 主 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 替 換 算 定	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
平成21年3月31日 残高	708	152	△6,279	△5,419	3,672	87,801
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△1,547
当期純利益						10,726
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	488	14	367	870	818	1,689
連結会計年度中の変動額合計	488	14	367	870	818	10,867
平成22年3月31日 残高	1,196	166	△5,911	△4,548	4,491	98,668

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 29社
- ・主要な連結子会社の名称 トーラク株式会社
フジフレッシュフーズ株式会社
フジプロテインテクノロジー株式会社
FUJI OIL (SINGAPORE) PTE. LTD.
WOODLANDS SUNNY FOODS PTE. LTD.

② 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称 石川サニーフーズ株式会社
不二富吉（北京）科技有限公司
FUJI OIL (THAILAND) CO., LTD.
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社はいずれも小規模であり、各社の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法適用の非連結子会社及び関連会社数 2社
- ・主要な会社等の名称 K&F S PTE. LTD.
正義股份有限公司

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・主要な会社等の名称 株式会社大新
- ・持分法を適用しない理由 各社の当期純損益及び利益剰余金等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

① 連結の範囲の変更

前連結会計年度において連結子会社でありましたFUJI OIL POLSKA SP. ZO. Oは清算したため、連結の範囲から除いております。

② 持分法の適用範囲の変更

該当事項はありません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、FUJI OIL(SINGAPORE)PTE. LTD. ・PALMAJU EDIBLE OIL SDN. BHD. ・WOODLANDS SUNNY FOODS PTE. LTD. ・FUJI SPECIALTIES, INC. 及びFUJI VEGETABLE OIL, INC. 他10社の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成に当たっては、当該年度の計算書類を使用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

(5) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券のうち、時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を、その他有価証券のうち、時価のないものについては移動平均法による原価法によっております。

ロ. たな卸資産の評価は、主として移動平均法による原価法によっております。

（貸借対照表価額は収益性低下による簿価切下げの方法により算定）

ハ. デリバティブの評価は、時価法によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法は、主として定率法によっております。但し、建物、当社の賃貸用資産及び一部の連結子会社では定額法によっております。

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法は、定額法によっております。但し、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産の減価償却の方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ、貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を考慮し、回収不能見込額を計上しております。

ロ、賞与引当金は、従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

ハ、役員賞与引当金は、役員賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

ニ、退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理することとしております。また、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法によりそれぞれ発生の日次連結会計年度から費用処理することとしております。

（会計方針の変更）

当連結会計年度より、「「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）」（企業会計基準第19号平成20年7月31日）を適用しております。

なお、この変更に伴う営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。

ホ、役員退職慰労引当金は、役員退職慰労金の支出に備えるため、当社及び一部の連結子会社において、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準について、外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。

⑤ 重要な繰延資産の処理方法

開業費については5年間で均等償却しております。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

重要なヘッジ会計の方法については、繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合、振当処理を採用しております。また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合、特例処理を採用しております。

⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(6) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価の方法は、全面時価評価法によっております。

(7) 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

（表示方法の変更）

前連結会計年度において、「投資その他の資産」に区分掲記しておりました「長期貸付金」（当連結会計年度末の残高は29百万円）は重要性が減少したため、当連結会計年度において、「投資その他の資産」の「その他」に含めて表示しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産
該当事項はありません。
- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 136,135百万円
- (3) 有形固定資産の取得価額から国庫補助金、大阪府新規事業促進補助金による圧縮記帳額147百万円（建物及び構築物39百万円、機械装置及び運搬具102百万円、土地4百万円、その他1百万円）が控除されております。
- (4) 偶発債務
該当事項はありません。
- (5) 受取手形割引高
該当事項はありません。

3. 連結損益計算書に関する注記

減損損失の計上に関する事項

当連結会計年度において、当社グループは以下の減損損失を計上いたしました。

用途	種類	場所	減損損失 (百万円)
豆乳製造設備	建物、機械及び装置等	大阪府泉佐野市他	653
大豆たん白食品製造設備	建物、機械及び装置等	兵庫県神戸市	173
物流倉庫設備	建物、機械及び装置等	大阪府泉佐野市	166

当社グループは、事業の種類別セグメントを主な基準に独立の最小のキャッシュ・フロー単位に基づき、資産をグループ化して減損の検討を行っております。

上記資産の内、豆乳製造設備につきましては、継続的に営業損失を計上しているため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失653百万円として特別損失に計上しております。なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値（将来キャッシュ・フローがマイナスであるため評価零）により測定しております。

大豆たん白食品製造設備及び物流倉庫設備につきましては、使用を廃止することを決定いたしましたので、帳簿価額を回収可能価額まで減額するとともに、撤去費用と合わせて、減損損失340百万円として、特別損失に計上しております。なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、評価額を零としております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	87,569千株	－千株	－千株	87,569千株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	1,607千株	0千株	－千株	1,607千株

(注) 自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 平成21年6月23日開催の第81回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 773百万円
- ・1株当たり配当額 9.00円
- ・基準日 平成21年3月31日
- ・効力発生日 平成21年6月24日

ロ. 平成21年11月6日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 773百万円
- ・1株当たり配当額 9.00円
- ・基準日 平成21年9月30日
- ・効力発生日 平成21年12月10日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

平成22年6月22日開催予定の第82回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 1,289百万円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当額 15.00円
- ・基準日 平成22年3月31日
- ・効力発生日 平成22年6月23日

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

5. 金融商品に関する注記

(追加情報)

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、通貨関連では原則として外貨建債権債務の残高及び成約高の範囲内で為替予約取引を利用することとしております。金利関連では将来の金利の変動によるリスク回避を目的としており、対象となる債務の残高の範囲内で金利スワップを利用することとしております。また、商品関連では主として成約高の範囲内で先物予約を利用しております。なお、投機を目的とした取引は一切行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、定期的に信用状況をモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、外貨建営業債権は、為替の変動リスクに晒されていますが、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

有価証券及び投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役会等に報告されています。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。原料等の輸入に伴う外貨建営業債務は、為替の変動リスクに晒されていますが、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、社債、長期借入金、リース債務は主に設備投資に係る資金調達であります。長期の資金調達の一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されていますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引のうち、通常の営業取引に係る為替予約取引は担当部門ごとに、また、食料の先物取引は原料調達部門において、取引権限及び取引限度額等に関する社内ルールに基づき行っております。ポジション管理はそれぞれの部門ごとに行っておりますが、経理部門において取引状況、残高及び評価損益をチェックする体制をとっております。なお、全体のポジションについては、定期的に、取締役会等に報告しております。金利スワップ取引は借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的としております。通貨関連、商品関連及び金利関連ともに、取引の契約先は、いずれも信用度の高い大手銀行、商社あるいは取引所会員を相手として取引を行っているため、契約が履行されないことによる信用リスクは、ほとんどないと判断しております。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、「(2) 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する正味の債権・債務の純額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次に含めておりません。(注2)参照)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	7,896	7,896	—
(2) 受取手形及び売掛金	39,770	39,770	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	7,278	7,278	—
資産計	54,944	54,944	—
(1) 支払手形及び買掛金	16,541	16,541	—
(2) 短期借入金	14,528	14,528	—
(3) 社債	10,100	10,101	△1
(4) 長期借入金	19,945	20,467	△521
負債計	61,114	61,637	△522
デリバティブ取引(※)			
①ヘッジ会計が適用されていないもの	(1)	(1)	—
②ヘッジ会計が適用されているもの	281	281	—
デリバティブ計	279	279	—

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価は、取引所価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、並びに(2) 短期借入金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 社債

当社及び子会社の発行する社債の時価は、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を当該社債の残存期間または信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引については、取引の対象物の種類ごとに、取引先金融機関から提示された価格等によっております。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されるため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

- (注2) 非上場株式等（連結貸借対照表計上額1,480百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「資産(3) 有価証券及び投資有価証券」に含めておりません。

6. 賃貸等不動産に関する注記

(追加情報)

当連結会計年度より、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第20号 平成20年11月28日）及び「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第23号 平成20年11月28日）を適用しております。

金額の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,095円58銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 124円78銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(単位：百万円)

資 産 の 部			負 債 の 部		
科 目	(ご参考)		科 目	(ご参考)	
	当事業年度 (平成22年3月31日)	前事業年度 (平成21年3月31日)		当事業年度 (平成22年3月31日)	前事業年度 (平成21年3月31日)
流動資産	50,325	48,175	流動負債	34,076	27,212
現金及び預金	3,211	611	支払手形	189	196
受取手形	1,415	1,567	買掛金	9,766	9,962
売掛金	27,983	25,909	短期借入金	4,710	7,940
商品及び製品	10,575	11,334	コマーシャル・ペーパー	—	1,000
原材料及び貯蔵品	5,189	6,438	一年内償還予定社債	10,000	—
前渡金	273	—	リース債	19	11
前払費用	373	384	未払税金等	2,307	1,054
繰延税金資産	718	722	未払法人税等	2,796	2,534
その他	739	1,407	未払消費税	447	496
貸倒引当金	△156	△201	預り金	1,616	1,429
固定資産	87,125	87,733	未払費用	803	1,139
有形固定資産	49,169	51,819	賞与引当金	1,190	1,238
建物	16,976	17,778	役員賞与引当金	160	100
構築物	3,323	3,442	その他	68	108
機械及び装置	13,692	14,629	固定負債	16,918	26,489
車両及び運搬具	12	20	社債	—	10,000
工具、器具及び備品	918	938	長期借入金	14,470	14,470
土地	14,001	14,001	リース債	25	19
建設仮勘定	245	1,007	退職給付引当金	744	380
無形固定資産	1,080	609	役員退職慰労引当金	373	308
投資その他の資産	36,874	35,304	債務保証損失引当金	1,283	1,283
投資有価証券	6,892	6,145	その他	21	28
関係会社株式	17,285	17,519	負債合計	50,995	53,701
関係会社出資金	6,913	6,913	純資産の部		
長期貸付金	6,911	6,210	株主資本	85,110	81,359
長期前払費用	439	346	資本金	13,208	13,208
繰延税金資産	395	435	資本剰余金	18,324	18,324
その他	1,206	1,213	資本準備金	18,324	18,324
貸倒引当金	△2,207	△1,643	利益剰余金	55,321	51,570
投資損失引当金	△961	△1,836	利益準備金	2,017	2,017
資産合計	137,450	135,909	その他利益剰余金	53,304	49,552
			買換資産積立金	258	258
			配当準備積立金	2,250	2,250
			別途積立金	32,000	32,000
			繰越利益剰余金	18,795	15,043
			自己株式	△1,744	△1,744
			評価・換算差額等	1,344	848
			その他有価証券評価差額金	1,178	695
			繰延ヘッジ損益	166	152
			純資産合計	86,455	82,207
			負債純資産合計	137,450	135,909

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(単位：百万円)

科 目	当事業年度 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)	(ご参考) 前事業年度 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)
売 上 高	128,643	133,748
売 上 原 価	100,607	109,692
売 上 総 利 益	28,035	24,056
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	16,933	16,070
営 業 利 益	11,102	7,985
営 業 外 収 益	831	1,020
営 業 外 費 用	881	988
経 常 利 益	11,051	8,016
特 別 損 失	1,792	975
固 定 資 産 処 分 損	321	135
減 損 損 失	738	219
リ ー ス 解 約 損	94	—
投 資 有 価 証 券 評 価 損	—	125
関 係 会 社 事 業 再 構 築 損 失	636	494
税 引 前 当 期 純 利 益	9,259	7,041
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	4,257	3,183
法 人 税 等 調 整 額	△296	442
当 期 純 利 益	5,298	3,414

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										自己株式	株 主 資 本 合 計
	資本剰余金			利 益 剰 余 金				利益剰余金 合 計				
	資本金	資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金							
					買換資産 積立金	配当準備 積立金	別 途 積立金		繰越利益 剰余金			
平成21年3月31日 残高	13,208	18,324	18,324	2,017	258	2,250	32,000	15,043	51,570	△1,744	81,359	
事業年度中の変動額												
剰余金の配当								△1,547	△1,547		△1,547	
当期純利益								5,298	5,298		5,298	
自己株式の取得										△0	△0	
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額(純額)												
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	-	-	3,751	3,751	△0	3,750	
平成22年3月31日 残高	13,208	18,324	18,324	2,017	258	2,250	32,000	18,795	55,321	△1,744	85,110	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額	繰延ヘッジ損益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成21年3月31日 残高	695	152	848	82,207
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△1,547
当期純利益				5,298
自己株式の取得				△0
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額(純額)	482	14	496	496
事業年度中の変動額合計	482	14	496	4,247
平成22年3月31日 残高	1,178	166	1,344	86,455

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法によっております。また、その他有価証券のうち、時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を、その他有価証券のうち、時価のないものについては移動平均法による原価法によっております。
- ② たな卸資産の評価は、移動平均法による原価法によっております。
（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
- ③ デリバティブの評価は、時価法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法は、定率法によっております。但し、建物及び賃貸用資産については定額法によっております。
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法は、定額法によっております。但し、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ③ リース資産の減価償却の方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

- (3) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準について、外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を考慮し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金は、従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金は、役員賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
- ④ 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理することとしております。また、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法によりそれぞれ発生翌期から費用処理することとしております。

（会計方針の変更）

当事業年度より、「「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）」（企業会計基準第19号 平成20年7月31日）を適用しております。

なお、この変更に伴う営業利益、経常利益、税引前当期純利益に与える影響はありません。

- ⑤ 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- ⑥ 投資損失引当金は、関係会社への投資に対する損失に備えるため、その財政状態等を勘案し、必要額を計上しております。
- ⑦ 債務保証損失引当金は、関係会社への債務保証等に係る損失に備えるため、被保証者の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

- (5) ヘッジ会計の方法については、繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合、振当処理を採用しております。また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合、特例処理を採用しております。
- (6) その他計算書類作成のための基本となる事項
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産
該当事項はありません。
- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 93,444百万円
- (3) 有形固定資産の取得価額から国庫補助金、大阪府新規事業促進補助金による圧縮記帳額147百万円（建物37百万円、構築物2百万円、機械及び装置101百万円、車両及び運搬具0百万円、工具、器具及び備品1百万円、土地4百万円）が控除されております。
- (4) 偶発債務
関係会社の金融機関からの借入に対する債務保証
- | | |
|---------------------------------|----------|
| FUJI OIL (SINGAPORE) PTE. LTD. | 3,044百万円 |
| FUJI VEGETABLE OIL, INC. | 2,680百万円 |
| 吉林不二蛋白有限公司 | 2,410百万円 |
| NEW LEYTE EDIBLE OIL MFG. CORP. | 788百万円 |
| FUJI OIL EUROPE | 719百万円 |
| 不二製油（張家港）有限公司 | 427百万円 |
| 千葉バグオイルタンクターミナル株式会社 | 372百万円 |
| 深圳旭洋綠色食品有限公司 | 325百万円 |
| その他2社 | 300百万円 |
- リース会社に対する保証
- | | |
|--------------------------|------|
| FUJI VEGETABLE OIL, INC. | 0百万円 |
|--------------------------|------|
- 取引保証
- | | |
|-------------|-------|
| 株式会社フクシヨク | 19百万円 |
| 今川株式会社 | 16百万円 |
| ケイ・ビー食品株式会社 | 9百万円 |
- (5) 受取手形割引高
該当事項はありません。
- (6) 関係会社に対する金銭債権、債務
- | | |
|----------|----------|
| ① 短期金銭債権 | 7,215百万円 |
| ② 長期金銭債権 | 6,902百万円 |
| ③ 短期金銭債務 | 3,584百万円 |
| ④ 長期金銭債務 | 21百万円 |
- (7) 親会社株式の各表示区分別の金額
該当事項はありません。

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

① 売上高	26,883百万円
② 仕入高	41,071百万円
③ 営業取引以外の取引高	647百万円

(2) 減損損失の計上に関する事項

当事業年度において、当社は以下の減損損失を計上いたしました。

用途	種類	場所	減損損失 (百万円)
豆乳製造設備	建物、機械及び装置等	大阪府泉佐野市	398
大豆たん白食品製造設備	建物、機械及び装置等	兵庫県神戸市	173
物流倉庫設備	建物、機械及び装置等	大阪府泉佐野市	166

当社は、事業の種類別セグメントを主な基準に独立の最小のキャッシュ・フロー単位に基づき、資産をグループ化して減損の検討を行っております。

上記資産の内、豆乳製造設備につきましては、継続的に営業損失を計上しているため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失398百万円として特別損失に計上しております。なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値（将来キャッシュ・フローがマイナスであるため評価零）により測定しております。

大豆たん白食品製造設備及び物流倉庫設備につきましては、使用を廃止することを決定いたしましたので、帳簿価額を回収可能価額まで減額するとともに、撤去費用と合わせて、減損損失340百万円として、特別損失に計上しております。なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、評価額を零としております。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	1,607千株	0千株	一千株	1,607千株

(注) 自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(流動資産)	
繰延税金資産	
未払事業税	232 百万円
賞与引当金	484 百万円
その他	117 百万円
繰延税金資産合計	834 百万円
繰延税金負債との相殺	△115 百万円
繰延税金資産の純額	718 百万円
(流動負債)	
繰延税金負債	
繰延ヘッジ損益	115 百万円
繰延税金負債合計	115 百万円
繰延税金資産との相殺	△115 百万円
繰延税金負債の純額	－ 百万円
(固定資産)	
繰延税金資産	
関係会社株式評価損	3,614 百万円
関係会社貸倒引当金	895 百万円
投資損失引当金	391 百万円
債務保証損失引当金	522 百万円
退職給付引当金	302 百万円
上場株式評価損	341 百万円
減損損失	893 百万円
その他	289 百万円
繰延税金資産小計	7,250 百万円
評価性引当額	△5,870 百万円
繰延税金資産合計	1,379 百万円
繰延税金負債との相殺	△983 百万円
繰延税金資産の純額	395 百万円
(固定負債)	
繰延税金負債	
買換資産積立金	175 百万円
その他有価証券評価差額金	808 百万円
繰延税金負債合計	983 百万円
繰延税金資産との相殺	△983 百万円
繰延税金負債の純額	－ 百万円

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異がある時の、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	40.7%
(調整)	
交際費等一時差異でない項目	1.3%
住民税均等割	0.3%
試験研究費等の税額控除	△3.0%
評価性引当額	3.5%
その他	0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>42.8%</u>

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、製造設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

- (1) リース物件の取得原価相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得原価相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
機械及び装置	800百万円	761百万円	38百万円
工具、器具及び備品	32	25	7
その他	68	30	38
合計	901	817	83

- (2) 未経過リース料期末残高相当額

1年内	64百万円
1年超	19百万円
合計	<u>83百万円</u>

なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産及び無形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

- (3) 上記のほか、当該リース物件に係る重要な事項
該当事項はありません。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	資本金又は出資	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
主要株主(会社等)	伊藤忠商事株式会社	202,241百万円	総合商社	被所有 (直接 20.5) (間接 5.3)	原材料等の購入並びに当社製品の販売 役員の兼任	製品の販売 原材料等の購入	7,055 19,727	売掛金 買掛金	1,290 1,189

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 市場価格等を勘案した当社希望価格を提示し、価格交渉の上決定しております。おおむね、市場価格どおりであります。

(2) 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	資本金又は出資	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	トーラク株式会社	500百万円	乳加工食品・豆乳製品の製造・販売	所有 直接 100.0	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付(注1) 利息の受取(注1)	2,763 13	長期貸付金	2,763
子会社	フジプロテインテクノロジー株式会社	300百万円	大豆たん白製品の卸売	所有 直接 75.0	当社製品の販売 役員の兼任	製品の販売(注2)	10,096	売掛金	2,491
子会社	FUJ OIL (SINGAPORE) PTE. LTD.	S\$18,000千	食用油脂の製造・販売	所有 直接 90.0	—	債務保証(注3)	3,044	—	—
子会社	FUJI VEGETABLE OIL, INC.	US\$101,500千	食用油脂の製造・販売	所有 間接 97.9	役員の兼任	債務保証(注3)	2,680	—	—
子会社	吉林不二蛋白有限公司	RMB¥172,000千	大豆たん白製品の製造・販売	所有 直接 70.0	役員の兼任	債務保証(注3)	2,410	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

(注2) 市場価格等を勘案した当社希望価格を提示し、価格交渉の上決定しております。おおむね、市場価格どおりであります。

(注3) 債務保証は主に各社の銀行借入に対するものであり、取引金額は平成22年3月31日現在の残高であります。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,005円74銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 61円64銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. 連結配当規制適用会社に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成22年5月12日

不二製油株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 渡 沼 照 夫[Ⓔ]

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高 橋 和 人[Ⓔ]

指定社員
業務執行社員 公認会計士 正 司 素 子[Ⓔ]

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、不二製油株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、不二製油株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成22年5月12日

不二製油株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 渡 沼 照 夫[Ⓜ]
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 高 橋 和 人[Ⓜ]
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 正 司 素 子[Ⓜ]
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、不二製油株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第82期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第82期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

事業報告に記載されている「会社の支配に関する基本方針」に係る会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成22年5月19日

不二製油株式会社 監査役会

監査役（常勤）	南	廣	次	印
監査役（常勤）	柘	井	俊	一
社外監査役	松	本	耕	一
社外監査役	竹	内	壽	一

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりの期末配当といたしたいと存じます。

第82期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしました結果、1株につき6円増配の15円として、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金15円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は金1,289,422,200円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成22年6月23日といたしたいと存じます。

第2号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新の件

当社は、平成19年5月10日付取締役会決議および平成19年6月22日付第79回定時株主総会決議に基づき、当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「旧プラン」といいます。）を導入しておりますところ、旧プランの有効期間は本総会終結の時までとされています。

当社は、平成22年5月7日開催の当社取締役会において、当社取締役全員の賛成により、会社法施行規則第118条第3号に定める「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「会社支配に関する基本方針」といいます。）を一部変更のうえ定めるとともに、本総会における株主の皆様の承認を条件として旧プランの内容を一部改定したうえ更新すること（以下、改定後のプランを「本プラン」といいます。）といたしました。

本議案は、当社定款第45条の定めに基づき、新プランへの更新について株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

I 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、外部者である買収者から買収の提案を受けた際に、当社株主の皆様が当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上で、当該買収が当社の企業価値および株主共同の利益に及ぼす影響を短時間のうちに適切に判断することは必ずしも容易ではないものと思われれます。従いまして、買付提案が行われた場合に、当社株主の皆様を適正に反映させるためには、まず、当社株主の皆様が適切に判断できる状況を確保する必要があり、そのためには、当社取締役会が必要かつ相当な検討期間内に当該買付提案について誠実かつ慎重な調査を行った上で、当社株主の皆様に対して必要かつ十分な判断材料（当社取締役会による代替案を出す場合もあります。）を提供する必要があるものと考えております。

また、株式の大量取得行為の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量取得行為の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、“「食」の創造を通して、健康で豊かな生活に貢献します。”を企業理念に、独自の技術開発に挑戦し、安心安全で、様々な機能を持つ植物性油脂、製菓製パン素材、大豆たん白製

品を国内・海外のお客様に広くお届けしています。同時に食品メーカーとして“安全・品質・環境を最優先する。”を経営の前提と位置づけ、安全な工場運営、厳格な品質管理、トレーサビリティシステムの拡充、環境保全への対応など積極的に取り組んでいます。

このような企業活動を推進する当社および当社グループ（以下「当社グループ」といいます。）にとり、企業価値の源泉である①独自の技術開発力、②食のソフト開発力による提案営業、③国内・海外のネットワーク、④食の安全を実現する体制および⑤企業の社会的責任を強化するとともに研究開発、生産および販売を支える従業員をはじめとする当社を取り巻く全てのステークホルダーとの間に築かれた長年に亘る信頼関係の維持が必要不可欠であり、これらが当社の株式の大量取得行為を行う者により中長期的に確保され、向上させられるものでなければ、当社グループの企業価値・株主共同の利益は毀損されることになります。

当社は、当社株式に対する大量取得行為が行われた際に、当該大量取得行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために交渉を行ったりすること等を可能とする枠組みが必要不可欠であり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大量取得行為に対しては、原則として会社法上の株主総会における株主の皆様ご意思等に基づき、当社は必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

II 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の株券等の大量取得行為（1. (2)において定義されます。）が行われる場合に、当社取締役会が大量取得行為を行おうとする者（以下「大量取得者」といいます。）に対し、(i) 事前に当該大量取得行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、(ii) 当該大量取得行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、(iii) 当社取締役会が株主の皆様へ当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、大量取得者との交渉を行い、(iv) 当該大量取得行為に対抗措置を発動するか否かについて、株主の皆様ご意思を確認するための株主総会を開催する手続きを定めています。かかる株主の皆様ご意思を確認する機会を確保するため、大量取得者には、当社取締役会が当該大量取得行為につき当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資すると認め、その旨を公表した場合を除いて、前記 (i) から (iv) の一連の手続きに従い、株主総会の決議が完了する日まで大量取得行為の開始をお待ちいただくことを要請するものです。

(2) 対象となる大量取得行為

本プランは、(i) 特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為、(ii) 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。)または、(iii) 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社の他の株主との合意等(注4)(以下かかる買付行為または合意等を「大量取得行為」といいます。)を適用対象とします。

(3) 情報提供の要求

前記(2)に定める大量取得行為を行う大量取得者には、当社取締役会が不要と判断した場合を除き、大量取得行為の実行に先立ち、当社に対して、大量取得者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大量取得行為の概要を明示した、本プランに定める手続きを遵守する旨の「意向表明書」を当社の定める書式により提出していただきます。

当社は、意向表明書受領後10営業日以内に、大量取得者に当社が定める買付説明書(以下に定義されます。)の書式を交付いたします。大量取得者は、当社が交付した書式に従い、当社株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報(以下「本必要情報」といいます。)を記載した書面(以下「買付説明書」といいます。)を、当社に提出していただきます。

本必要情報の具体的内容は大量取得者の属性および大量取得行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

- ① 大量取得者およびそのグループ(共同保有者、特別関係者および(ファンドの場合は)各組合員その他の構成員を含みます。)の詳細(大量取得者の具体的名称、事業内容、資本構成、財務内容、当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)
- ② 大量取得者が保有する当社の発行する全ての有価証券、過去60日間において大量取得者が行った当社有価証券にかかる全ての取引の状況(取引の性質、価格、取引の場所および方法、取引の相手方を含みます。)および当社有価証券に関して大量取得者が締結した全ての契約、取決めおよび合意(口頭によるものも含み、またその履行可能性を問いません。)
- ③ 大量取得行為の目的、方法および内容(大量取得行為の対価の価額・種類、大量取得行為の時期、関連する取引の仕組み、大量取得行為の方法の適法性、大量取得行為および関連する取引の実現可能性等を含みます。)

- ④ 当社株式の取得対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報、大量取得行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容等）および取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤ 当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補（当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- ⑥ 当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社グループとの関係に関し、大量取得行為完了後に予定する変更の有無およびその内容
- ⑦ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑧ その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

なお、当初提供していただいた情報を精査し、必要に応じて当社取締役会から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。以下「外部専門家等」といいます。）と協議の上、当初提供された情報だけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大量取得者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。

大量取得行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

(4) 取締役会による大量取得行為の内容の検討・大量取得者との交渉・情報開示

大量取得者より情報提供が十分になされたとき当社取締役会が認めた場合は、当社取締役会は、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または90日間（その他の大量取得行為の場合）の検討期間（以下「取締役会評価期間」といいます。但し、当社取締役会は、当社企業価値・株主共同の利益の確保・向上のため大量取得行為の内容の検討・大量取得者との交渉・代替案の作成等に必要範囲内（但し、原則として上限を30日間とします。）で検討期間を延長することができるものとします。なお、当社取締役会は取締役会評価期間を延長する場合には、取締役会評価期間を延長するに至った理由、延長期間その他適切と認める事項について、当該延長の決議後、速やかに情報開示を行います。）を設定します。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において大量取得者から提供された情報・資料に基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から、大量取得者の大量取得行為の内容の評価・検討等を行います。また、当社取締役会は、株主の皆様のご意向の把握に努めるとともに、お客様、取引先、従業員、地域関係者等からも必要に応じて意見を聴取するほか、その判断の合理性・客観性を高めるために、外部専門家等の助言を得るものとします。

その上で、当社取締役会は、大量取得行為の内容を検討し大量取得行為の内容を改善させるために、必要に応じ、大量取得者と協議、交渉を行います。大量取得者は、当社取締役会が検討資料その他の情報提供、協議、交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならぬものとします。

当社取締役会は、株主の皆様が買付提案に応じるか否かにつき適切に判断できる状況を確認するため、大量取得者の大量取得行為の内容に対する当社取締役会の評価を取りまとめ、当社取締役会が代替案を作成した場合にはその概要も併せて、適切に情報開示を行い、説明責任を果たします。また、当社取締役会は、その判断の透明性を高めるため、大量取得者から提出された買付説明書の概要、その他当社取締役会が適切と判断する事項について、営業秘密等開示に不適切と当社取締役会が判断した情報を除き、株主の皆様に対し、当社取締役会が適切と判断する時点で情報開示を行います。

(5) 株主意思の確認手続き

取締役会評価期間終了後、当社取締役会は、原則として、当社取締役会が下記（i）乃至（iii）に該当すると判断した場合を除き、当該大量取得行為に対し対抗措置を発動するか否かについて当社株主の皆様判断して頂きます。

- (i) 大量取得者が本プランに定める手続きを遵守していない場合
- (ii) 大量取得行為が2. (1) イ. またはロ. で規定する事項に該当する場合
- (iii) 大量取得行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の最大化に資する場合

当社株主の皆様意思の確認は、会社法上の株主総会（以下「本株主総会」といいます。）による決議によるものとします。

当社は、本株主総会の決議の結果に従い、大量取得行為の提案に対し、対抗措置を発動しまたは発動しないことといたします。なお、当社取締役会は、前記1. (4)における取締役会評価期間終了後、本株主総会において議決権を行使しうる株主を確定するために基準日（以下「本基準日」といいます。）を設定します。本基準日は、関係法令および証券保管振替機構による総株主通知に基づく株主確定にかかる実務に照らして定めることが可能な最も早い日とし、当社は、本基準日の2週間前までに当社定款に定める方法により本基準日の公告を行うものとします。また、当社は、対抗措置の発動の是非に関する株主の皆様のご意向を速やかに確認するため、対抗措置として会社法その他の法令および当社定款により認められる措置のうち、当社がその時点で相当と考える対抗措置の内容を決定した上で、本株主総会を遅滞なく開催いたします。

- ① 本株主総会において議決権を行使できる株主は、本基準日の最終の株主名簿に記録された株主とします。
- ② 本株主総会の決議は、法令および当社定款第14条第1項に基づき、出席した株主の議決権の過半数をもって行うものとします。

- ③ 特定株主グループは、本株主総会終結時まで、大量取得行為の開始をしてはならないものとします。
- ④ 当社取締役会は、本株主総会にて株主の皆様が判断するための情報等に関し、重要な変更等が発生した場合には、本株主総会の基準日を設定した後であっても、本基準日の変更、または本株主総会の延期若しくは中止をすることができるものとします。

2. 大量取得行為が行われた場合の対応方針

(1) 大量取得者が本プランに定められた手続きを遵守した場合

大量取得者が本プランに定められた手続きを遵守した場合には、当社取締役会は、前記1.(5)記載のとおり、当社株主の皆様による本株主総会の決議により、大量取得行為に対し、対抗措置を発動または発動しないことといたします。

なお、本プランに定められた手続きが遵守されている場合であって、かつ、当該買付等の提案が当社の企業価値・株主共同の利益の最大化に資すると当社取締役会が判断した場合には、当社取締役会は対抗措置を講じないものとします。

もっとも、本プランに定められた手続きが遵守されている場合であっても当該大量取得行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう場合に該当すると当社取締役会が判断したときには、当社取締役会は企業価値・株主共同の利益を守るために、取締役会の決議により対抗措置を発動することがあります。具体的には、以下の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大量取得行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するものと考えます。

イ. 次の①から④までに掲げる行為等により当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある大量取得行為である場合

- ① 株式を買い占め、その株式について会社側に対して高値で買取りを要求する行為
- ② 会社を一時的に支配して、会社の重要な資産等を廉価に取得する等会社の犠牲の下に買収者の利益を実現する経営を行うような行為
- ③ 会社の資産を買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- ④ 会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

ロ、強圧的二段階買付（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある大量取得行為である場合

これらの場合、当社取締役会は、当該大量取得行為が当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なうか否か判断の合理性・客観性を高めるために、外部専門家等の助言を得つつ、対抗措置の発動、不発動の判断を行うものとします。

なお、大量取得者が本プランに定められた手続きを遵守したと当社取締役会が認め、本株主総会の開催手続きを開始した場合でも、大量取得者が本株主総会終了の前までに大量取得行為を開始し、または当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう場合に該当すると当社取締役会が判断したときは、本株主総会の開催を中止し、当社取締役会の決議のみにより対抗措置を発動することができるものとします。

(2) 大量取得者が本プランに定められた手続きを遵守しない場合

当社取締役会は、大量取得者により本プランに定める手続きが遵守されない場合には、引き続き本必要情報および買付説明書の提出を求めて大量取得者と協議・交渉を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を目的として、当社取締役会の決議のみにより対抗措置を発動することができるものとします。

(3) 対抗措置の具体的内容

当社が本プランに基づき発動する大量取得行為に対する対抗措置は、新株予約権無償割当て等、会社法その他の法令および当社の定款により認められる措置とします。大量取得行為に対する対抗措置として新株予約権無償割当てを行う場合の概要は、別紙に記載のとおりです。

(4) 対抗措置発動の停止等について

当社取締役会は、対抗措置を発動することを決定した後、当該大量取得者が大量取得行為の撤回または変更を行った場合等、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、対抗措置発動の停止または変更を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合において、新株予約権の割当てを受けるべき株主が確定した後に、大量取得者が大量取得行為の撤回または変更を行う等、対抗措置を発動することが適切でないと当社取締役会が判断した場合には、次のとおり対抗措置発動を中止または停止することができるものとします。

- ① 当該新株予約権の無償割当ての効力発生日までの間は、新株予約権の無償割当てを中止する。

- ② 新株予約権の無償割当ての効力発生後においては、行使期間開始までの間は、当該新株予約権を無償取得する。

このような対抗措置発動の停止等を行う場合は、速やかに情報開示を行います。

3. 本プランの有効期間等

本プランの有効期間は、本総会の終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

ただし、有効期間の満了前であっても、(i) 当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、または(ii) 当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本総会の決議の趣旨に反しない場合(本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、当社株主に不利益を与えない場合等を含みます。)には、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランの廃止または変更等がなされた場合には、当該廃止または変更等の事実および(変更等の場合には)変更等の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

4. 法令等による修正

本プランにおいて引用する法令の規定は、平成22年5月7日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

- (注1) (i) 当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下本議案において同じとします。)およびその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下本議案において同じとします。)並びに当該保有者との間でまたは当該保有者の共同保有者との間で保有者・共同保有者間の関係と類似した一定の関係にある者(以下「準共同保有者」といいます。)または、(ii) 当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所有価証券市場において行われるものを含みます。)を行う者およびその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。

- (注2) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、①当該保有者の株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下本議案において同じとします。)も計算上考慮されるものとします。)と、②当該保有者の準共同保有者の株券等保有割合とを合わせた割合(但し、①と②の合算において、①と②との間で重複する保有株券等の数については、控除するものとします。)または、(ii)特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大量取得者および当該特別関係者の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。なお各株券等保有割合および各株券等所有割合の算出に当たっては、発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)および総議決権の数(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。
- (注3) 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。
- (注4) 共同して当社株券等を取得し、若しくは譲渡し、または当社の株主としての議決権その他の権利を行使することの合意その他金融商品取引法第27条の23第5項および第6項に規定する共同保有者に該当することとなる行為をいいます。

以 上

新株予約権概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主および発行条件
当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。但し、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 発行する新株予約権の総数
新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。
4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は1円を下限として当社株式の1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が定める額とする。
5. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
6. 新株予約権の行使条件
議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（但し、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

7. 新株予約権の行使期間

当社取締役会が別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」という。）とし、1ヶ月間から6ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とする。なお、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

8. 当社による新株予約権の取得

①当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての新株予約権を無償にて取得することができるものとする。

②当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、特定株主グループに属する者および取得がなされる日までに特定株主グループに属する者でないこと等について確認する当社所定の書式による書面を提出しない者（但し、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。）以外の者が有する新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。

また、かかる取得がなされた日以降に、新株予約権を有する者のうち特定株主グループに属する者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合（但し、かかる当社取締役会の認定にあたり、当社は、本8. ②前段に定める当社所定の書式による書面の提出を求めることができる。）には、上記の取得がなされた日より後の当該当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、当該者の有する新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とする。

③取得条項の詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

以 上

第3号議案 取締役16名選任の件

本総会終結の時をもって取締役16名全員は任期満了となりますので、取締役16名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	海老原 善 隆 (昭和21年1月9日生)	昭和52年10月 当社入社 平成元年11月 食品研究所油脂開発部長 平成4年2月 VAMO-FUJI SPECIALTIES N.V. 副社長 平成10年4月 油脂事業部長 平成12年6月 当社取締役 平成14年4月 当社常務取締役 平成15年4月 兼株式会社阪南タンクターミナル代表取締役社長 平成16年4月 兼油脂事業部分掌 平成17年4月 欧州・米国事業統括本部長 平成18年6月 兼油脂事業部門分掌 平成19年4月 当社代表取締役社長 (現任)	20,600株
2	河 部 博 国 (昭和22年5月14日生)	昭和41年3月 当社入社 平成4年4月 油脂食品事業本部開発輸入部長 平成6年5月 WOODLANDS SUNNY FOODS PTE. LTD. 社長 平成10年4月 兼WSF事業部長 平成12年4月 兼東南アジア地域担当 平成12年6月 当社取締役 平成15年4月 兼東南アジア事業化担当兼PT. FREYABADI INDOTAMA副社長 平成15年5月 兼FUJI SUNNY FOODS CORP. PTE. LTD. 社長 平成16年4月 当社常務取締役 食品第一事業部、食品第二事業部、WSF事業部、関東工場分掌兼食品第二事業部長 平成17年4月 アジア・中国事業統括本部長、製菓・製パン素材事業部、食品素材輸入事業部分掌 平成18年6月 兼製菓・製パン素材事業部門分掌 平成19年4月 当社代表取締役副社長 (現任) 平成19年10月 社長補佐、生産担当 (現任) 平成20年4月 兼海外事業本部長 (現任) 平成21年6月 兼購買本部長	28,189株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株 式 の 数
3	片 山 務 (昭和21年10月17日生)	昭和44年4月 当社入社 平成8年6月 ソヤファーム事業部長 平成12年4月 兼大阪支店長 平成12年6月 当社取締役 平成13年10月 兼蛋白食品事業部長兼不二つくばフーズ株式 会社代表取締役社長兼神戸工場担当 平成14年4月 当社常務取締役 平成15年5月 兼蛋白食品小売事業部長兼蛋白食品小売事業 部ソヤファーム販売部長 平成16年4月 蛋白食品事業部、蛋白食品小売事業部分掌 平成17年4月 特命担当（上海旭洋緑色食品有限公司担当） 兼安全・品質・環境担当兼安全環境本部・品質 保証部分掌兼阪南事業所長 平成18年11月 フジプロテインテクノロジー株式会社代表取 締役社長（現任） 平成19年4月 当社東京支社長（現任） 平成19年10月 兼蛋白素材事業・蛋白食品事業担当 平成20年4月 当社専務取締役（現任）蛋白加工食品カンパ ニー長 平成22年4月 兼海外蛋白事業構造改革担当（現任） （重要な兼職の状況） フジプロテインテクノロジー株式会社代表取締役社長	13,012株
4	岡 本 和 三 (昭和24年8月7日生)	昭和51年3月 当社入社 平成10年4月 東京販売第一部副部長 平成12年4月 東京販売第四部長 平成14年6月 当社取締役 平成16年4月 販売部門分掌補佐 平成17年4月 販売本部副本部長 平成18年4月 当社常務取締役（現任） 販売本部長 平成20年4月 小売商品カンパニー長兼大阪支店長 平成22年4月 人事総務本部・ロジスティクス部分掌兼熊取 研修所長兼コンプライアンス担当（現任）	11,235株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
5	山中 敏正 (昭和24年12月8日生)	平成17年5月 伊藤忠商事株式会社退社 平成17年5月 当社入社 管理本部副本部長兼管理本部経営管理部長 平成17年7月 当社執行役員 平成18年4月 管理本部長兼管理本部経営管理部長 平成18年6月 当社取締役兼リスク管理担当兼情報開示担当 平成19年4月 当社常務取締役兼リスク管理担当兼情報開示担当 平成21年4月 当社常務取締役管理本部長兼リスク管理担当兼情報開示担当 (現任)	7,894株
6	岩 朝 央 (昭和25年12月15日生)	昭和51年4月 当社入社 平成7年11月 不二製油(張家港)有限公司総経理 平成11年1月 兼不二製油(張家港保税区)有限公司総経理 平成15年11月 当社技術部長 平成16年6月 当社取締役 平成19年4月 蛋白質材事業部長 平成19年12月 兼不二富吉(北京)科技有限公司董事長 平成20年4月 当社常務取締役海外事業本部中国総代表兼不二富吉(北京)科技有限公司董事長/総経理 平成20年12月 兼天津不二蛋白有限公司董事長/総経理 平成21年4月 当社常務取締役海外事業本部中国総代表兼天津不二蛋白有限公司董事長/総経理 平成22年4月 当社常務取締役技術開発部、工務部分掌 (現任)	15,291株
7	高 木 茂 (昭和26年2月1日生)	昭和49年4月 当社入社 平成7年10月 食品第二事業部食品第二生産部長 平成15年8月 トーラク株式会社常務取締役 平成16年6月 当社取締役 平成17年4月 トーラク株式会社専務取締役 平成18年4月 同社代表取締役社長 平成20年4月 当社安全環境本部長兼阪南事業所長 (現任) 兼安全環境本部原動部長 平成21年4月 当社常務取締役 (現任) 平成21年6月 兼安全・品質・環境担当兼品質保証部分掌 (現任) 平成22年4月 兼生産性推進室分掌 (現任)	11,617株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
8	寺西進 (昭和28年6月13日生)	昭和51年4月 当社入社 平成11年2月 吉林不二蛋白有限公司総経理 平成14年7月 当社蛋白事業部蛋白生産部長 平成16年4月 蛋白事業部長 平成16年6月 当社取締役 平成19年4月 技術開発部長 平成21年4月 当社常務取締役(現任) 平成21年6月 技術開発部、工務部分掌 平成22年4月 経営企画本部長(現任)	13,346株
9	清水洋史 (昭和28年7月1日生)	昭和52年4月 当社入社 平成6年10月 蛋白販売本部小売事業部開発室長 平成11年10月 新素材事業部長兼新素材販売部長 平成13年7月 食品機能剤事業部長 平成16年6月 当社取締役 平成18年4月 不二製油(張家港)有限公司董事長/総経理兼 不二製油(張家港保税区)有限公司董事長/総経理 平成19年12月 兼不二富吉(北京)科技有限公司副董事長/総経理 平成20年4月 当社経営企画部長 平成21年4月 当社常務取締役(現任) 平成22年4月 蛋白加工食品カンパニー長兼大阪支店長(現任)	6,024株
10	中村修 (昭和25年4月8日生)	昭和49年4月 当社入社 平成9年10月 アジア販売部長 平成12年10月 FUJI VEGETABLE OIL, INC. 社長 平成15年9月 当社東京販売第一部長 平成17年7月 当社執行役員 平成18年4月 食品機能剤事業部長兼大阪支店長 平成19年4月 販売本部副本部長(西日本担当)兼大阪支店長 平成19年6月 当社取締役 平成20年4月 油脂加工食品カンパニー長(現任) 平成21年4月 当社常務取締役(現任)	5,635株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
11	小林 誠 (昭和28年7月5日生)	昭和52年4月 当社入社 平成8年7月 応用研究所つくば第二開発室長 平成14年4月 食品第二事業部長 平成16年4月 商品・ソフト開発研究所長兼商品・ソフト開発研究所 商品・ソフト開発第二部長 平成18年4月 研究開発本部長 平成18年7月 当社執行役員 平成19年6月 当社取締役(現任) 平成19年10月 兼研究開発本部蛋白開発研究所長 平成20年4月 研究本部長兼研究本部基盤技術研究所長兼つくば研究開発センター長(現任)	7,175株
12	前田 裕一 (昭和30年1月25日生)	昭和58年4月 当社入社 平成7年10月 中央研究所 第一研究室長 平成11年10月 新素材事業部副事業部長兼新素材開発室長 平成14年4月 新素材研究所長兼つくば研究開発センター長 平成17年4月 研究開発本部長兼つくば研究開発センター長 平成17年7月 当社執行役員 平成18年4月 経営企画室長 平成19年6月 当社取締役(現任) 平成20年4月 蛋白加工食品カンパニー蛋白素材部門長(現任)	17,725株
13	内山 哲也 (昭和27年10月27日生)	昭和52年4月 当社入社 平成7年7月 開発本部油脂開発室長 平成13年1月 VAMO-FUJI N.V. 社長 平成15年4月 当社食品第一事業部長 兼株式会社エフアンドエフ代表取締役社長 平成17年4月 製菓製パン素材事業部長 平成17年7月 当社執行役員 平成20年4月 油脂加工食品カンパニーチョコレート部門長 平成21年4月 兼PT. FREYABADI INDOTAMA 副社長 平成21年6月 当社取締役(現任) 平成21年12月 FUJI VEGETABLE OIL, INC. 社長(現任) (重要な兼職の状況) FUJI VEGETABLE OIL, INC. 社長	6,304株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
14	西村 一郎 (昭和26年7月7日生)	昭和54年10月 当社入社 平成10年4月 油脂事業部油脂生産部長 平成17年4月 油脂事業部長兼株式会社阪南タンクターミナル代表取締役社長 平成18年7月 当社執行役員 平成20年4月 油脂加工食品カンパニー油脂部門長兼株式会社阪南タンクターミナル代表取締役社長 平成21年4月 当社常務執行役員(現任) FUJI OIL EUROPE社長(現任) (重要な兼職の状況) FUJI OIL EUROPE社長	48,339株
15	吉田 友行 (昭和28年3月4日生)	昭和52年4月 当社入社 平成11年12月 アジア販売部副部長 平成14年4月 油脂事業部アジア販売部長兼油脂事業部事業部長補佐(海外販売担当) FUJI VEGETABLE OIL, INC. 社長 平成15年8月 当社執行役員(現任) 平成20年7月 当社執行役員(現任) 平成22年2月 当社海外事業本部副本部長(現任)	12,794株
16	佐藤 浩雄 (昭和30年7月23日生)	昭和54年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成16年4月 飲料原料部長 平成18年4月 食料カンパニー食糧部門長(現任) 平成19年6月 当社社外監査役 平成20年4月 伊藤忠商事株式会社執行役員(現任) 平成21年6月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 伊藤忠製糖株式会社社外取締役 伊藤忠飼料株式会社社外取締役 伊藤忠食糧販売株式会社社外取締役 ジャパンフーズ株式会社社外取締役 ソイ・フード・ジャパン株式会社社外取締役 株式会社PIH社外取締役 株式会社東京穀物商品取引所社外取締役	0株

(注1) 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

(注2) 佐藤浩雄氏は、社外取締役候補者であります。

(注3) 佐藤浩雄氏については、伊藤忠商事株式会社の執行役員食料カンパニー食糧部門長としての食料事業の経営における豊富なご経験および専門的知識等を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

(注4) 佐藤浩雄氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

(注5) 当社は社外取締役佐藤浩雄氏との間で責任限定契約を締結しており、佐藤浩雄氏の再任が承認された場合、同氏との間の当該契約を継続する予定であります。社外取締役との責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。損害賠償責任の限度額は、社外取締役が職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

第4号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって監査役 南 廣次および監査役 竹内壽一の両氏は辞任いたしますので、その後任として監査役2名の選任をお願いするものであります。なお、新たに選任されます2名の後任監査役の任期は、退任監査役の任期の満了する時までとなります。また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	黒岡 彰 (昭和24年3月10日生)	昭和48年4月 当社入社 平成7年10月 食品第一事業部食品第一開発室長 平成15年4月 不二製油(張家港)有限公司 董事長/総経理 兼 不二製油(張家港保稅区)有限公司 董事長/総経理 平成16年6月 当社参与(現任) 平成18年4月 研究開発本部商品・ソフト開発研究所長兼つくば研究開発センター長 平成20年4月 不二製油(張家港)有限公司 董事長/総経理 兼 不二製油(張家港保稅区)有限公司董事長/総経理	2,503株
2	松本 稔 (昭和16年9月4日生)	昭和39年4月 デロイト・ブレンダー・ハスキンス・アンド・セルズ会計士事務所入所 昭和43年8月 同事務所退職、公認会計士近山・坂東事務所(現あずさ監査法人)入所 平成元年6月 あずさ監査法人代表社員 平成18年4月 立命館大学大学院教授(現任) 平成19年6月 あずさ監査法人代表社員退任 平成19年7月 松本公認会計士事務所所長(現任) 平成20年6月 日本インシュレーション株式会社監査役(現任) (重要な兼職の状況) 松本公認会計士事務所所長 日本インシュレーション株式会社監査役 立命館大学大学院教授	0株

(注1) 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

(注2) 松本 稔氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所ならびに大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(注3) 松本 稔氏については、公認会計士としての企業会計に関する高度な専門知識と豊富な経験に基づき、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけることを期待したためであります。なお、同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で、企業経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと考えております。

(注4) 松本 稔氏が原案どおり選任されますと、当社は、社外監査役が期待される役割を十分発揮できるよう、松本 稔氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。損害賠償責任の限度額は、社外監査役が職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

当社の社外監査役が法令に定める員数を欠くこととなる場合に備え、あらかじめ補欠の社外監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、補欠の社外監査役は社外監査役が法令に定める員数を欠いたことを就任の条件とし、その任期は前任者の残存任期とし、かつ、本議案の決議の効力は当該決議後最初に開催する定時株主総会の開始の時までとなります。ただし、補欠の社外監査役の選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。本議案につきましては監査役会の同意を得ております。補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
石田達也 (昭和34年6月30日生)	昭和57年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成12年10月 食料経営管理部投資管理チーム長 平成14年4月 食料経営管理部事業管理チーム長 平成19年5月 食料事業統括部長代行 平成20年4月 食料事業統括部長代行兼食料事業統括部事業管理第二チーム長 平成20年5月 食料事業統括部長代行(現任) (重要な兼職の状況) 伊藤忠食品株式会社社外監査役 ヤヨイ食品株式会社社外監査役 株式会社ケーアイ・フレッシュアクセス社外監査役	0株

- (注1) 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
- (注2) 石田達也氏は、社外監査役候補として選任をお願いするものであります。
- (注3) 石田達也氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
- (注4) 石田達也氏が社外監査役に就任された場合、その食料事業における豊富なご経験および専門的知識等を当社の監査機能の強化に活かしていただきたいため、補欠の社外監査役としての選任をお願いするものであります。
- (注5) 本議案の承認可決により石田達也氏が補欠監査役に選任され、かつ、当社の社外監査役が法令に定める員数を欠いたときに同氏が社外監査役に就任された場合、当社は、社外監査役が期待される役割を十分発揮できるよう、同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。損害賠償責任の限度額は、社外監査役がその職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

第6号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって退任されます取締役 森 弘之、取締役 寺嶋正彦の両氏および監査役 南 廣次氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準による相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的金額、贈呈の時期、方法等につきましては、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議にご一願いたいと存じます。退任取締役および退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
森 弘 之	平成10年6月 当社取締役 平成12年4月 当社常務取締役 平成19年4月 当社専務取締役(現任)
寺 嶋 正 彦	平成14年6月 当社取締役 平成16年4月 当社常務取締役 平成20年4月 当社専務取締役(現任)
南 廣 次	平成18年6月 当社常勤監査役(現任)

以 上

メ モ

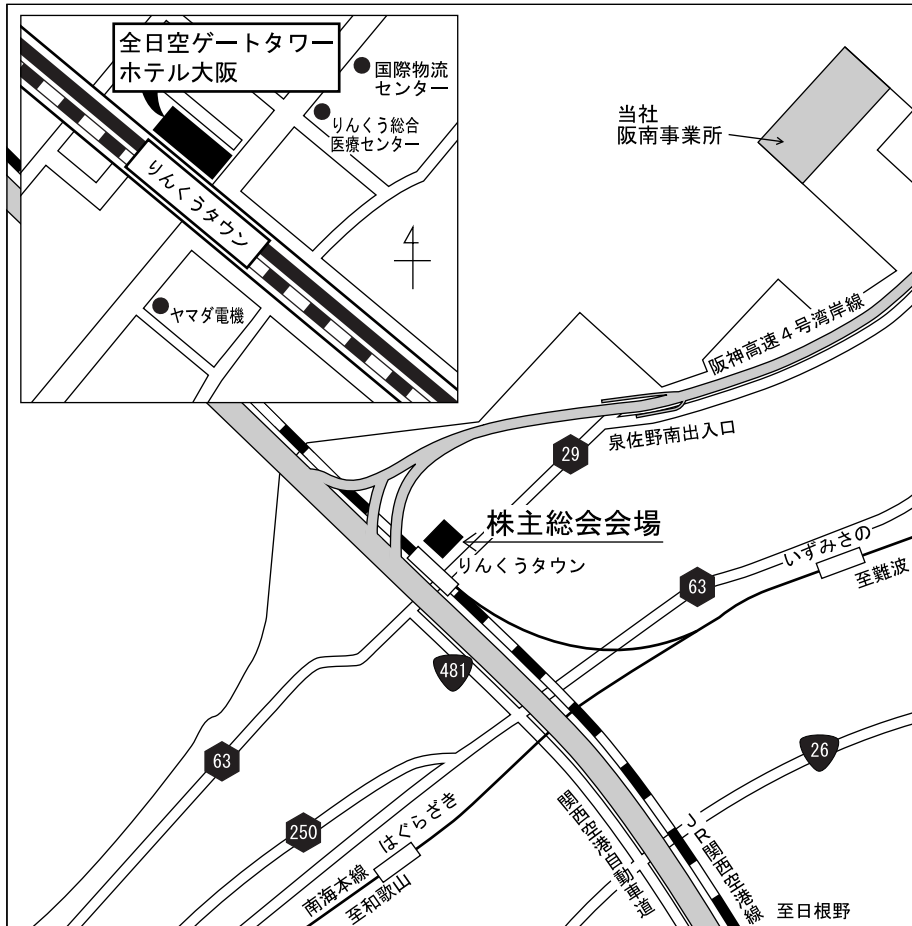
Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図

会場 大阪府泉佐野市りんくう往来北1番地
全日空ゲートタワーホテル大阪 6階 RICCホール
(JR関西空港線、南海関西空港線りんくうタウン駅直結)



りんくうタウン駅へのアクセス

- なんばより…南海電鉄（空港急行）で約40分
- 天王寺より…JR（関空快速）で約45分
- 和歌山市内より…JRまたは南海電鉄で約40分
- 関西国際空港より…JRまたは南海電鉄で約5分